

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

トナミホールディングスグループは、「輸送を通じ社会に寄与し事業の発展をはかる」を経営基本方針とし、「事業活動のあらゆる局面において、コンプライアンスを徹底する」ことを行動原則とし、企業の社会的責任を果たしていきたいと考えております。

企業価値の更なる向上に向けて、経営の効率化、健全性、透明性を高め、内部統制体制を充実させることが重要であると考えており、2008年10月1日開催の取締役会で内部統制体制の方針を決議し、その基本方針に基づく内部統制システムの構築と更なる充実に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則4-1-2 取締役会等の責務】

当社では中期経営計画を株主に対するコミットメントの一つとして認識しており、その実現に向けて最大限の努力を払っております。

中期経営計画が未達成に終わった場合、その原因を分析して次期経営計画に反映させておりますが、株主への説明については今後の検討課題といたしております。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社では社外取締役2名を選任し、その全員を独立役員として届出しております。

会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図る必要がある一方、刻々と変化する事業環境に対応した迅速且つ確かな意思決定のためには物流事業の特性に精通した人材が取締役を努めるべきと考えており、現状では取締役7名のうち社外取締役が2名ですが、独立・中立的な立場での意見助言による議論を可能にしております。

【補充原則4-10-1 任意の仕組みの活用】

取締役・経営陣の指名に当たっては、取締役会の審議において的確かつ迅速な意思決定と適材適所の観点より総合的に検討しております。

取締役の報酬についても、取締役会の審議において各事業年度における業績向上ならびに中長期的な企業価値の増大にむけて職責を負うことを考慮し、各取締役の職位に応じ経営環境等を勘案した上で、取締役会の審議を経て決定いたします。

上記の取締役会審議では社外取締役の意見・助言も十分に反映されており、また、社外監査役2名を含む監査役4名が、取締役会及びその他重要会議への出席・意見の具申等で取締役の違法性について監査していることから、取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任は十分に確保されていると考えており、諮問委員会など任意の仕組みは設置しておりません。

【補充原則4-11-3 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社では、取締役会全体の実効性についての分析・評価、その結果の開示については今後の検討課題としております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は株主の皆様との対話については経営企画グループが担当することを基本としており、年1回の定時株主総会の他に半期毎には決算発表記者会見を、四半期毎には取材対応を行っております。また、投資家・アナリスト向けには会社の役職員によるIR活動も実施しております。

現時点では上記対応で十分であると認識しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4 政策保有株式】

< 政策保有に関する方針 >

当社は、取引先との安定的・長期的な取引関係維持・深耕化により当社の企業価値を将来にわたって維持・向上させると認める場合には政策保有株式を保持することとしております。

< 取締役会での検証について >

主要な政策保有株式については、取締役会において、保有による経済的効果を踏まえ中長期的な観点から政策保有の効果等を年に1度検証することとしております。

< 議決権行使について >

政策保有株式に係る議決権の行使については、政策保有株式発行会社の経営状態等を勘案し、当社保有株式の価値を向上させるか否か、議題毎に判断し行使することとしております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、会社や株主共同の利益を害することのないよう、当社がその役員又はその近親者、主要株主と取引を行う場合は、事前に取締役会の決議による承認を求めています。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社における企業年金の運用は、トナミ運輸企業年金基金により行われております。

資産運用は、政策アセットミクスに沿って国内の複数の運用機関へ委託し、個別の投資先選定や議決権行使を各運用機関へ一任することで、企業年金の受益者と会社との間で利益相反が生じないようにしております。

資産運用委員会は、四半期毎及び経済状況に応じて開催し、決定事項は代議員会の承認を得て基金事務局が実務を行っております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 経営理念等や経営戦略、経営計画

当社は、「輸送を通じ社会に寄与し事業の発展をはかる」を経営基本方針としております。経営基本方針及びビジョンにつきましては当社ホームページに公表していますので、ご参照ください。

(<http://www.tonamiholdings.co.jp/information/vision/>)

また、中期経営計画につきましても当社ホームページに公表していますので、ご参照ください。

(<http://www.tonamiholdings.co.jp/topics/2021/05/12/2829/>)

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、2008年10月1日開催の取締役会で決議し、その基本方針に基づき内部統制委員会が中心となって健全な内部統制システムの構築をはかり、トナミホールディングスグループの企業価値向上にむけて取り組んでおります。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き

取締役の報酬額又は算定法の決定に関する方針は取締役会の決議により定めており、その内容は企業活の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に関しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

なお、当該方針は取締役会において定めた決定方針に基づく報酬基準に従って支給されることから、取締役個人別の報酬との内容は決定方針に沿っております。

取締役の基本報酬は、2006年6月29日開催の定時株主総会決議により定められた年間報酬総額の上限(取締役250百万円以内、監査役60百万円以内)の範囲において決定される「定期同額給与」制を導入しており、職位、経営環境等を勘案した上で、取締役会での審議を経て決定します。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続き

取締役・監査役候補の指名は、人格・識見・経験・専門知識等を総合的に検討し人選を行っています。指名は、取締役会の審議を経て決定します。

(5) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

取締役・監査役の各候補者および経歴等について、株主総会参考書類に記載しています。

【補充原則4-1-1 取締役会の役割・責務】

当社では、取締役会規則により、取締役会の決議によらなければならない決議事項を定めております。

また、取締役会の決議により執行役員の職務分担を定め、業務執行の権限を委任しております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社では独立社外取締役について、東京証券取引所が定める独立性基準に従い選任しています。

【補充原則4-11-1 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社は定款で取締役の数を17名以内と定めており、その範囲において物流事業を主とするグループ業務執行管理を担うに相応しく、また実効性のある議論を可能とするのに必要十分な人数で構成することを基本とし、各取締役においては物流事業の特性に精通していることを前提とした上で、取締役会全体として知識・経験・能力のバランスが確保されるよう、選任することとしております。

取締役の選解任に関する方針・手続は原則3-1-(4)で記載の通りです。

【補充原則4-11-2 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社は当社の取締役・監査役は当社を取り巻く事業環境を踏まえて取締役会・監査役会へ出席し、或いは準備を行うために必要な時間を確保することが必要と考えております。こうした観点から、当社では取締役・監査役が他の上場会社の役員を兼務するにおいては合理的な範囲にとどめるよう努めております。

当社の取締役・監査役が他の上場会社の役員を兼務している内容は招集通知に記載している通りです。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役へのトレーニング】

当社では取締役・監査役についてその役割・責務を実効的に果たすために必要と考える知識の習得や研鑽に資する外部研修、外部団体への加入及び人的交流への参加の機会を就任時及びその後も継続的に提供しており、その費用については当社で負担することとしております。

取締役会へは上記参加内容について報告が行われております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	889,000	9.81
明治安田生命保険相互会社	694,740	7.66
トナミ運輸従業員持株会	464,882	5.13
トナミ共栄会	446,866	4.93
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	369,700	4.08
株式会社北陸銀行	336,338	3.71
三菱ふそうトラック・バス株式会社	325,248	3.59
東京海上日動火災保険株式会社	322,897	3.56
TOYO TIRE株式会社	299,264	3.30
トナミ親和会	298,734	3.30

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	陸運業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	17名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
犬島伸一郎	他の会社の出身者													
早水暢哉	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
犬島伸一郎			長年にわたり銀行に勤務、上場企業の経営者として豊富な経験と幅広い見識を有し、また、より独立した立場からの監査を確保するため当社社外監査役に選任により、物流業界の専門的・客観的な見地を習熟されています。今後の当社の経営判断、意思決定の過程で、その知識と経験に基づいた助言・提言をいただくことを目的に選任しております。独立委員に指名している理由は、当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係を鑑み、一般株主と利益相反の生じる恐れがないためであります。

早水暢哉		<p>弁護士として豊富な経験と知識を有しており、法律の専門家としての高い見識を活かして、客観的な立場で当社経営の適正な運営について助言や指導をいただくことを目的に選任しております。</p> <p>なお、同氏は当社との顧問弁護士契約に基づいた報酬を受けておりますが、その額は少額であり、社外取締役としての独立性に影響を与える恐れがないと判断しております。これらの結果、独立要件を充足した一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性が高い社外取締役であることから、独立委員として届出いたしました。</p>
------	--	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	6名
監査役員数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人から監査計画や四半期・期末決算における監査実施概要等について説明を聴取し意見交換を行っており、監査役会にて報告や状況確認を行っております。

当社の内部監査は、業務執行部門から独立した監査室を置き、監査室の職員の人事異動については監査役会の同意を得た上で取締役会が決定することとし、取締役からの独立性を確保しております。

監査室は、監査役の職務を補助し、定期及び不定期に内部監査を実施しており、監査役及び取締役会に報告を行い、改善を求めている他、会計監査人の事業現場や子会社への往査に同行するなど連携を図っております。

社外監査役員の選任状況	選任している
社外監査役員数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
松村篤樹	公認会計士													
尾田利之	税理士													

- 会社との関係についての選択項目
- 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」
- 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松村篤樹			公認会計士・税理士として、税務、財務及び会計に関する見識を有しており、当社の経理業務に関する指導及び取締役会等において客観的な立場から適宜適切な意見を受けるためであります。独立役員に指定している理由は、当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係を鑑み、一般株主と利益相反の生じる恐れがないためであります。
尾田利之			国税局における豊富な実務経験に加え、税理士としての専門的知見から当社の監査に関する指導及び取締役会等において客観的な立場から適宜適切な意見を受けるためであります。独立役員に指定している理由は、当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係を鑑み、一般株主と利益相反の生じる恐れがないためであります。

【独立役員関係】

独立役員の数	4名
--------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

2010年6月30日を期限とするストックオプションの権利行使期間経過後、現在は取締役へのインセンティブ付与は行っておりません。取締役への報酬については業績を考慮して決定しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

2020年度における取締役の報酬等総額は52百万円であります。報酬等の内訳は基本報酬のみであり、ストックオプション・賞与・退職慰労金はありません。対象となる役員の員数は9名であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の基本報酬は、2006年6月29日開催の定時株主総会決議により定められた年間報酬総額の上限(取締役250百万円以内、監査役60百万円以内)の範囲において決定される「定期同額給与」制を導入しており、職位、経営環境等を勘案した上で、取締役会での審議を経て決定します。

なお、取締役の個人別の報酬等の内容につきましては、取締役会での決議に基づき、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適していることから、代表取締役社長が具体的内容について委任を受けるものとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対し、取締役会事務局(総務部門)は定期的開催される取締役会に上程される議案について、資料等の準備及び情報提供を行うとともに、要請に応じて都度補足説明を行うこととしております。また、監査役会事務局(内部監査部門)は、定期的開催される監査役会において常勤監査役と社外監査役とが情報共有のための監査資料や情報提供等のサポートを行っています。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

名

その他の事項

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社には、経営方針及び経営戦略に関わる重要事項を担当する機関として取締役会を設置しており、取締役会規則に基づいて月1回これを開催することを原則とし、その他必要に応じて随時開催し、取締役会の意思疎通をはかるとともに相互に業務執行を監督し、必要に応じて外部の専門家を起用し、法令定款違反行為を未然に防ぐことといたしております。

当社は監査役会制度を採用しており、常勤監査役2名と社外監査役2名の計4名で構成されております。監査役会の定める監査の方針及び分担に従い、取締役会及びその他の重要会議への出席や意見の具申等で、取締役の職務遂行状況や適法性について監査しております。また、監査室が監査役の職務をサポートしております。

監査室は、業務に関し、定期及び不定期に内部監査を実施し、監査役及び取締役会に報告を行い、改善をもとめております。

また、取締役及び使用人が監査役に報告すべき事項及び時期についての規程を定め、当該規程に基づき、取締役及び使用人は当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に報告することとしております。あわせて、監査役は必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとしております。

なお、「トナミグループ社内通報規程」を定め、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保しており、監査役へ報告を行った役員・使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨、当社役員及び使用人に周知徹底をしております。

会計監査の状況

会計監査の監査人としてEY新日本有限責任監査法人を選任しており、同監査法人は、業務執行社員である石田健一氏、三宅孝典氏の他、公認会計士6名、その他17名を中心とした監査体制により、一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠した適正な監査を行っています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、変化著しい事業環境に対応した迅速且つ的確な意思決定を行うため、物流事業の特性に精通した人材の招聘が肝要であり、取締役会において、豊富な経験と見識を有した取締役、加えて、専門的・客観的な見地を習熟した人材が社外取締役として参加することにより、経営の透明性と健全性を確保しております。また、取締役会の意思決定及び取締役の職務遂行状況を監査役が監査し、独立性のある社外監査役の選任によるモニタリング機能により、当社グループがさらなる企業価値の向上を目指すために必要な体制が整っているものと判断します。また、経営の透明性としても、独立性のある社外取締役2名と社外監査役2名をそれぞれ選任しており、監視機能が充実した体制が整っているものと判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	決算事務の早期化をはかり、招集通知の早期発送を検討しております。
集中日を回避した株主総会の設定	今後決算の早期化進展に伴い、検討いたします。
電磁的方法による議決権の行使	導入に向けての検討を図っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算情報(通期・四半期)、適時開示資料	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、本社及びグループ会社の取締役、従業員を含めた行動規範として「トナミグループ社員行動規範」を定め、これを遵守することでステークホルダーの立場の尊重に努めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	<p>年1回CSR報告書を発行しております。また、ISO14001を認証取得しております。</p> <p>環境保全活動としては、1)環境に優しい車両の導入を図り、2)エコドライブを実践し、3)物流の効率化を通じて地球環境に優しい物流システムを構築し、4)省資源、省エネルギーに取り組んでおります。</p> <p>CSR活動としては、清掃活動としてアダプトプログラムへの参加、一般財団法人トナミホールディングス松寿会の活動として社会福祉施設への車両贈呈を行っております。</p> <p>また、災害発生時には救援物資輸送の協力や災害義援金による被災地支援、トナミ運輸株式会社バドミントン部によるバドミントン教室の開催や地元プロ・アマスポーツチームへの協賛といったスポーツを通じた地域活性化活動への参加等、様々な活動を通じて社会に貢献しております。</p>
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	<p>当社は、東京証券取引所の適時開示規則に基づき、経営情報の適時開示に係る社内体制を定めております。</p> <p>情報開示の該当する項目及び取締役会規則に定める事項については取締役会において報告・承認後に経営企画室が情報開示を行うこととしております。</p> <p>各グループ会社についても同様に経営情報が開示される体制を整えております。</p>

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の内部統制システムの整備状況にあたっては、トナミグループの経営リスクマネジメントに関する基本方針を定め、事業子会社の運営に影響を及ぼす恐れのある様々なリスクへの適切な対応を行い、経営基盤の安定化を図るとともに、万が一、経営リスクが発生した場合の影響を極小化し、当社の損失および社会的損失をできる限り発生させないよう取り組んでおります。

さらに、コンプライアンスの重要性を認識し、コンプライアンス委員会を設置し、「トナミグループ社員行動規範」に基づき、トナミグループ事業子会社の役員社員に企業倫理と法令遵守を浸透させるため推進担当者を選任し、コンプライアンスに関わる教育説明会を実施しております。

また、企業活動において、あらかじめ違反行為が起り得る可能性を抽出し、未然防止を図るよう、推進状況を報告させ、違反行為が発生した場合は、早期に解決し、再発防止を講ずるコンプライアンス体制の構築に努めております。

なお、取締役会が決定した基本方針に基づき、速やかな業務執行に努めており、経営に関する法令遵守事項等については、必要に応じて、公認会計士や弁護士等の専門家から助言を受け参考としております。

そして、「グループ運営規程」を基礎として、グループ事業子会社各社で諸規程を定め、「グループ会社管理要領」により本社承認・報告事項を定め、事業子会社の経営管理を行うことにより、経営環境の変化に速やかに対応する体制を整え、経営の健全化に努めております。

業務執行が適切で効率よく行われているかについては、監査室による内部監査を実施し、監査役及び取締役会に報告を行っております。

また、当社のリスク管理体制は、「トナミグループ経営リスクマネジメント規程」を定め、社長を最高責任者として、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に則りリスク管理体制を構築することとしております。

不測の事態が発生した場合には、「トナミグループ大規模災害対応規程」及び「トナミグループ緊急時対応規程」に基づき、社長を本部長とした災害対策本部を設置し、規程に則り迅速かつ確かな対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整えることとし取り組んでおります。

グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ企業すべてに適用する行動指針として「トナミグループ社員行動規範」を定め、これを基礎として、グループ会社で諸規程を定めております。

子会社の経営管理については、「グループ会社管理要領」の中で、本社承認・報告事項を定めるとともに、「グループ運営規程」に則り、子会社運営の管理を行っております。

なお、取締役は、グループ会社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には監査役に報告することとしております。また、子会社が、当社からの経営管理及び経営指導内容が法令に違反し、その他、コンプライアンス上問題があると認めた場合には、子会社は監査室に報告することとしており、監査室は直ちに監査役に報告を行なうとともに、監査役は意見を述べ、改善策を求めることができるものとしております。

グループ会社全体を対象とした法令違反その他コンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として「トナミグループ社内通報規程」を制定し、その運用を行っております。

なお、監査役へ報告を行った役員・使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨、当社役員及び使用人に周知徹底をしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たないこととしております。また、不当要求等の介入に対しては、警察等の外部専門機関との緊密な提携のもと、関係部署が連携・協力して組織的に対応し、利益の供与は絶対行わないこととしております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

(1)基本方針の内容

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量取得であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量取得の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量取得の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社グループの企業価値の源泉は、グループ事業の総合力、偏りのない優良な顧客資産の構築、地道な現場力と健全な財務体質、中長期的な従業員との信頼関係にあるところ、当社株式の大量取得を行う者が、これらの当社の企業価値の源泉を理解したうえで、それを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量取得を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量取得に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

(2)基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの内容の概要

当社は、2017年6月28日開催の第97回定時株主総会決議に基づき当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)を導入し、2020年6月26日開催の第100回定時株主総会決議に基づき更新しております(以下、更新後のプランを「本プラン」といいます。)。本プランの目的、概要については、次のとおりです。

(a) 本プランの目的

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものであり、上記(1)に記載した基本方針に沿うものです。当社取締役会は、基本方針に定めたとおり、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない当社株式の大量取得を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する当社株式の大量取得を抑止するために、当社株式に対する大量取得が行われる際に、当社取締役会が株主のみなさまに代替案を提案したり、あるいは株主のみなさまがかかる大量取得に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主のみなさまのために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

(b) 本プランの概要

本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記目的を実現するために必要な手続を定めています。

また、買収者等は、本プランに係る手続が開始された場合には、当社取締役会又は株主総会において本プランの発動をしない旨の決議がなされるまでの間、買収を実行してはならないものとされています。

買収者が本プランにおいて定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量取得が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、当社は、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項等が付された新株予約権を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買収者等以外の株主のみなさまに当社株式が交付された場合には、買収者等の有する当社の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。当社は、本プランに従った本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の当社取締役会の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣からの独立性を有する当社社外取締役及び社外監査役等から構成される独立委員会の客観的な判断を経ることとしています。

また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を招集し、株主のみなさまの意思を確認することがあります。

さらに、こうした手続の過程については、株主のみなさまへの情報開示を通じてその透明性を確保することとしています。

なお、本プランの有効期間は、2020年6月26日開催の第100回定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終了の時としております。

(3)具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社の中期経営3ヶ年計画及び内部統制体制の構築並びにコーポレート・ガバナンスの強化の各取組みは、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的取組みとして策定されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。

また、本プランは当社株式に対する買付等が行われた際に、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、当社の基本方針に沿うものです。

特に、本プランは、「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則)を充足していること、第100回定時株主総会において株主のみなさまのご承認を得て導入されており、有効期間は3年と定められていること、本プランの発動の是非について株主のみなさまの意思を確認する仕組みが設けられていること、また当社の株主総会において選任された取締役によって構成される取締役会によりいつでも本プランを廃止できるものとされていること等、株主のみなさまの意思を重視するものとなっております。また、これらに加え、当社経営陣からの独立性を有する社外取締役等によって構成される独立委員会が設置され、本プランの発動に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で第三者専門家等を利用し助言を受けることができるとされていることにより、その判断の公正性・客観性が担保されております。

したがって、本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

適時開示体制の概要

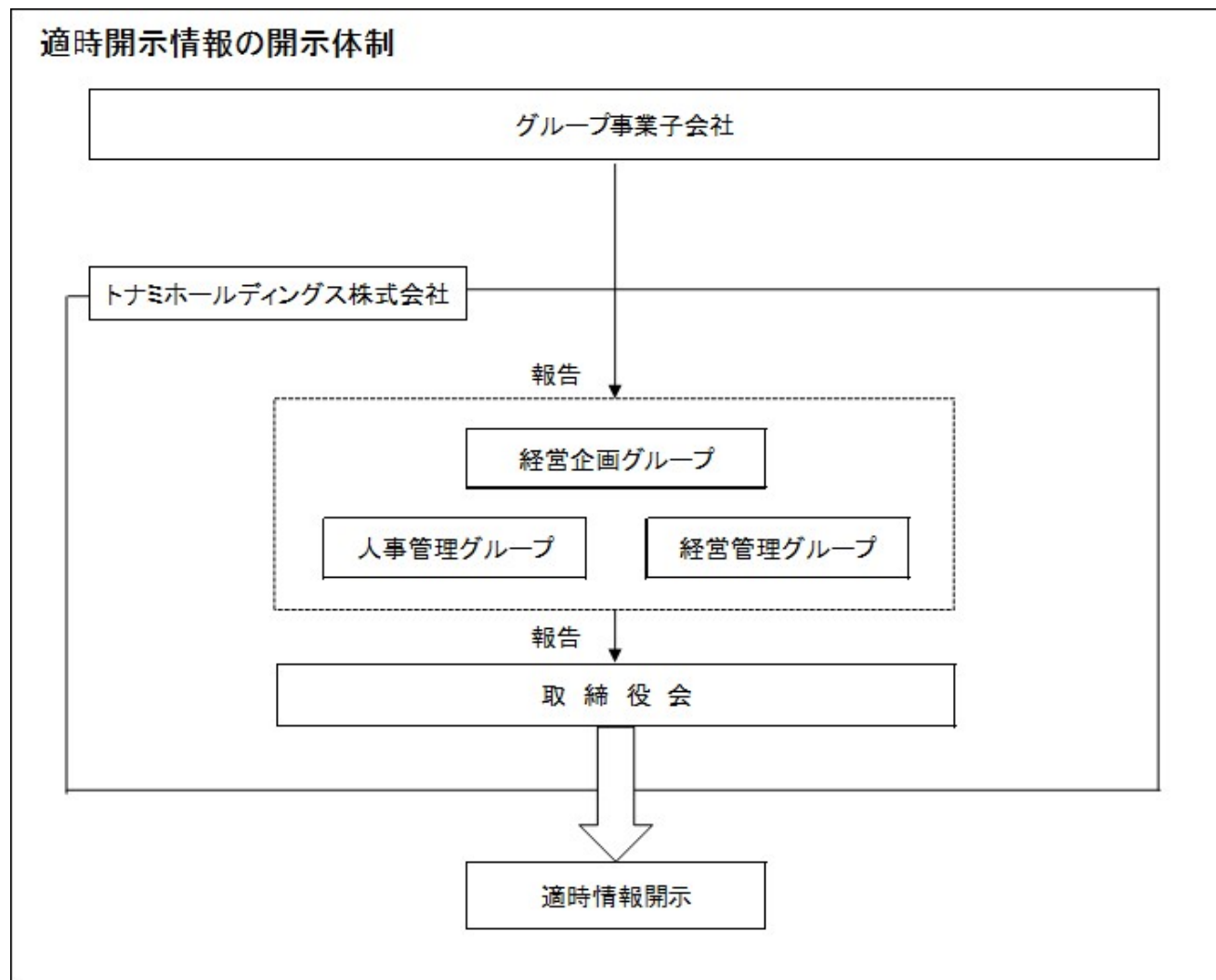
当社は、金融商品取引法等の諸法令や証券取引所が定める有価証券上場規程等を遵守し、株主及び投資家の皆様に対し、公平かつ適時・適切に情報開示をいたします。

< 会社情報の適時開示に係る社内体制 >

当社グループに関する重要な財務的・社会的・環境的側面の情報(以下「経営関連情報という」)について、経営企画室が情報開示について管轄しています。

情報開示に該当する項目については、当社取締役会において報告・承認後、経営企画室が情報開示を行うこととしています。

グループ会社においても、重要経営関連事項の開示について取締役会や取締役や監査役で構成される経営管理会議での報告・承認を必要とすることを定めており、公正かつ・適時・適切に情報開示がなされる体制をとっております。



コーポレート・ガバナンス体制

